

市 川 市
防犯まちづくり基本計画

市 川 市

市川市 防犯まちづくり基本計画

第1 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

市川市総合計画の基本目標である「安全で快適な魅力あるまち」の実現を図る上で、安全で安心な生活環境づくりを推進することは、重要な基本方向の一つである。

市川市では、本市における防犯まちづくりの基本的考え方及び市、市民、自治会その他の地縁的な共同活動を行なう団体（以下「自治会等」という。）、事業者の役割を明らかにし、防犯まちづくりに関する施策の基本となる事項を定めた「市川市防犯まちづくりの推進に関する条例」（以下「防犯まちづくり条例」という。）を平成16年に策定した。

市川市防犯まちづくり基本計画は、この条例に基づき、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。

2. 計画の対象等

①対象とする犯罪等

この基本計画においては、不特定多数を狙い、市民生活に身近な場所で発生する犯罪（住宅侵入盗、乗り物盗やひったくり等の街頭犯罪、子どもを狙った事案等）及びこれらの犯罪に遭遇する不安感（以下「犯罪等」という。）についても対象とする。

②防犯まちづくりとは

防犯まちづくりとは、従来は接点の乏しかった防犯活動と環境の整備及び管理とといったまちづくりを相互に組み込んだものである。

この基本計画においては、犯罪が発生する環境や状況に着目し、その誘発要因を除去することで犯罪の起こりにくい地域を形成する事前予防の取組み（＝「状況的犯罪予防」）を扱う。

3. 計画の性格等

- ・ 防犯まちづくりに関して総合的かつ長期的に講ずるべき施策の大綱である。
- ・ 市川市の地域特性、犯罪情勢等を踏まえたものである。
- ・ 市川市総合計画等の関連計画との整合性を図ったものである。
- ・ 計画期間は、2006年から2015年までの10年間とし、市内の犯罪率[※]を20%以上減少させることを目指す。
- ・ 計画は、社会情勢等の変化に応じて適宜見直すこととする。
- ・ 各施策の実施内容や目標指標については、この基本計画をもとに別途「アクションプラン（行動計画）」を策定する。

※犯罪率：人口10万人当たりの刑法犯認知件数

第2 防犯まちづくりの基本的方針

1. 防犯まちづくりの目的

(1) 犯罪被害の事前予防

防犯まちづくりの第一の目的は、市民等が犯罪被害に遭わないよう、事前に予防することにある。特に、住宅侵入盗、乗り物盗、ひったくり等の身近な犯罪の発生件数を可能な限り少なくし、身体に係る被害をできるだけ最小限にとどめることが重要である。

(2) 犯罪遭遇の不安感の減少

第二の目的は、市民等の犯罪遭遇の不安感を減少させ、安心感を高めることにある。快適な住環境の形成に向けて様々な手だてを講ずるとともに、豊かなコミュニティを形成することが重要である。

(3) 地域の魅力の向上と活力の増進

第三の目的は、総合的なまちづくりの推進により、地域の魅力を高め、活力を増進することにある。防災や交通安全、バリアフリー、環境保全、景観形成、コミュニティの活性化など様々なまちづくりの取組みと一体的に進めることが重要である。

2. 防犯まちづくりの基本理念

(1) 自立と相互扶助の精神に基づいた主体的な取組み

市民、事業者は、自らの安全を確保するとともに、相互の理解と協力の下、地域における防犯まちづくりの活動に自主的に取り組むよう努めることが重要である。

(2) 住民を中心とした防犯まちづくり関係者の連携及び協力

防犯まちづくりの実施に当たっては、その地域における住民が中心となり、本市の関係部局、関係事業者、警察、学校等（保育所、幼稚園等を含む。以下同じ。）の防犯まちづくり関係者の連携及び協力により、協議の場を設け、計画的に進めることが重要である。

(3) 地域の状況及び住民の意向を踏まえた総合的な取組み

本市の関係部局、関係事業者、警察、学校等による防犯まちづくりの展開に当たっては、地域の状況及び住民の意向を踏まえつつ、防災、交通安全、景観、バリアフリー等の関係分野を包括した総合的な取組みとなるよう配慮する。

(4) 市民の自由と権利利益を不当に侵害しないよう配慮した取組み

犯罪情報の提供及び防犯カメラの設置・利用に当たっては、被害者のプライバシーはもとより、市民の自由と権利利益を不当に侵害しないように配慮する。

(5) 快適で活力のあるまちづくり等、幅広い視野からの取組み

防犯まちづくりにおいては、防犯に特化した取組みだけが重要であるのではなく、むしろ日頃から快適で活力あるまちをつくること防犯にも効果を有するという観点に立って、景観形成や地域の活性化など幅広い視野から取り組む。

3. 施策の基本的方向

(1) 防犯に係る情報共有と人材養成の推進

被害者の個人情報や住民の犯罪不安感に十分配慮しつつ、身近な犯罪の発生状況の情報の共有化を図るとともに、緊急時における情報共有システムの構築を図る。

また、様々な広報媒体などを活用して、防犯のノウハウに関する情報提供を推進するとともに、防犯まちづくりに関する人材の養成を図る。

(2) 住民等による自主的な防犯活動の促進

自治会、PTA などによる自主的な防犯活動や事業者による防犯対策を促進するとともに、ボランティアやNPOなどの積極的な活用を図る。

また、住民や警察などの協力により、地域において様々な防犯拠点を確保するとともに、重点地区やモデル地区における活動を推進し、その成果を市内各地に広げる。

(3) 防犯に配慮した住まいづくりの促進

防犯に配慮した住まいづくりに関する制度や体制などを整備し、自主的な防犯対策を促進する。促進に当たっては、特に賃貸共同住宅の防犯対策について積極的に取り組む。

また、周辺環境の防犯性が高まるよう、老朽ブロック塀の改善や近隣におけるルールづくりを図るとともに、一定規模以上の開発における防犯対策を誘導する。

(4) 子どもたちを守るまちづくりの推進

学校、保護者、地域の連携を図りながら、子どもの安全教育や学校施設及び通学路等の安全点検・防犯対策を推進する。

また、子どもはもとより、女性や高齢者にとっても安全で安心なまちになるよう、防犯に配慮した公園や道路空間の整備及び管理を推進するとともに、市職員等による安全点検を兼ねた自主防犯パトロールを推進する。

(5) 安心して夜道を歩けるまちづくりの推進

女性や高齢者が一人でも安心して夜道を歩けるよう、光害などに配慮しながら街灯の適正配置や門灯・玄関灯の点灯促進により、暗がりの解消を図る。

また、乗り物盗が夜間に多く発生していることを考慮し、盗難防止措置の普及や、防犯に配慮した駐車場、自転車等駐輪場の整備及び管理を推進する。

第3 推進体制と役割分担

1. 防犯まちづくりの推進体制

(1) 防犯まちづくり推進協議会の設置

市が実施する防犯まちづくりに関する施策について、市、関係機関及び関係団体の連携により、円滑かつ総合的な推進を図ることが必要である。

関係する主体が定期的な情報交換を行うとともに、地域の防犯まちづくりと市内の施策や取組み等との調整を図る場として、市川市防犯まちづくり推進協議会を設置する。

(2) 地域における推進体制

地域における防犯まちづくりの実施に当たっては、地域住民が中心となり、地域と関わりを持つ多様な主体が連携して進めることが重要である。

小・中学校区や自治会の区域等、地域の実情にあったまとまりで、市民や事業者、学校、警察等が参加する協議の場づくりを促進及び支援する。

(3) 市の推進体制

市川市では、防犯まちづくりに関する施策を行なう市内関係課による「防犯まちづくり推進連絡調整会議」を設置し、防犯まちづくり条例や基本計画についての検討を行なってきた。

今後、基本計画に基づくアクションプランの検討および施策の総合的な推進、基本計画の進行管理を図るための市内推進体制として、防犯まちづくり連絡調整会議を継続する。

2. 防犯まちづくりの役割分担

(1) 市の役割

①防犯まちづくり推進協議会を設置し、関係機関及び関係団体と連携して、防犯まちづくりを推進する。

②市内の連携体制を充実し、防犯まちづくりに係る施策の総合的かつ効果的な推進を図る。

③市民の防犯に対する意識を高め、地域住民が主体となった防犯まちづくりを促進するため、積極的な情報提供や活動支援を行う。

(2) 市民に期待する役割

市民は、防犯意識を高め、自らが犯罪の被害者とならないよう日常生活における安全の確保に努めるとともに、市、事業者、学校等、警察及び住民組織などとの相互理解と協力の下、地域における防犯まちづくりに積極的に取り組むことを期待する。

(3) 自治会等に期待する役割

自治会等は、市、市民、学校等、警察などが主体となって進める防犯まちづくりに協力するとともに、地域への情報提供や防犯意識の浸透、防犯活動の実施や普及などに取り組むなど、自らも積極的に防犯まちづくりを推進していくことを期待する。

(4) 事業者等に期待する役割

事業者は、防犯まちづくりについての理解を深め、その事業活動に伴う犯罪の誘発要因の除去に努めるとともに、市、市民、学校等、警察などが主体となって進める防犯まちづくりに協力することを期待する。

(5) 学校等に期待する役割

学校等は、保護者や地域住民、市、警察などと協力して、児童等の安全確保と健全育成に努めるとともに、地域の一員として、地域住民が進める防犯まちづくりを積極的に支援及び推進することを期待する。

(6) 警察等に期待する役割

警察は、引き続き犯罪抑止活動を強化するとともに犯罪防止に関して、市、市民、事業者、学校等及び教育委員会等に必要な情報を提供し、防犯まちづくりの取組みを積極的に支援することを期待する。

■防犯まちづくりの施策の体系

<p>1 防犯に係る情報共有と 人材養成の推進</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 身近な犯罪に関する情報共有の促進(2) 緊急時における情報共有システムの構築(3) 防犯まちづくりの情報収集と情報提供の推進(4) 防犯まちづくりに係る人材養成の推進
<p>2 住民等による自主的な 防犯活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 自治会、PTA 等による自主防犯活動の促進(2) 市民ボランティア、NPO 活動の促進(3) 事業者による自主防犯活動の促進(4) 地域の防犯拠点の充実(5) モデル地区又は重点地区における活動の促進
<p>3 防犯に配慮した 住まいづくりの促進</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 防犯に配慮した住宅の整備及び管理の普及(2) 住宅防犯診断の促進(3) 老朽ブロック塀の改善の促進(4) 防犯に配慮した整備及び管理に関するルールづくりの促進(5) 防犯に配慮した市街地整備の推進
<p>4 子どもたちを守る まちづくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 子どもの防犯教育の充実(2) 学校への不審者侵入に対する危機管理体制の整備(3) 防犯に配慮した学校施設の整備及び管理の推進(4) 通学路の安全点検と防犯対策の促進(5) 防犯に配慮した公園の整備及び管理の推進(6) 防犯に配慮した道路の整備及び管理の推進(7) 市職員等による自主防犯パトロールの推進
<p>5 安心して夜道を歩ける まちづくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none">(1) 防犯に配慮した公共空間の照明設備の整備及び管理の推進(2) 門灯・玄関灯等の整備と夜間点灯の促進(3) 防犯に配慮した駐車場の整備と管理の推進

第4 市の推進施策

【1 防犯に係る情報共有と人材養成の推進】

(1) 身近な犯罪に関する情報共有の促進

- 個人情報や犯罪不安感に十分留意しつつ、身近な犯罪の発生状況の情報を積極的に提供するとともに、自治会、学校等を通じた情報共有を促進する。

【施策の内容】

①本市の広報媒体を活用した情報提供

- ・本市の多様な広報媒体（広報紙やケーブルテレビ、ホームページ等）を活用して、地域別の犯罪統計データを積極的に提供する。

②警察から自治会等への情報提供の促進

- ・警察から自治会等に対する定期的な犯罪発生状況等の提供を促進するとともに、県の「地域防犯情報センター」制度を活用した情報提供を促進する。

③自治会、学校等を通じた情報共有の促進

- ・個人情報や犯罪不安感に十分留意しつつ、学校、自治会、少年補導員等が把握した犯罪について、定期的な情報交換を促進する。

④GIS（地理情報システム）を活用した情報提供システムの構築

- ・本市のGIS（地理情報システム）を活用し、警察から得た犯罪情報を地図上で表示した情報提供システムの構築を図る。

(2) 緊急時における情報共有システムの構築

- 関係者間の緊密な連携を図るとともに、情報機器を活用して、緊急時における犯罪の発生状況に関する情報共有システムの構築を図る。

【施策の内容】

①学校等における緊急時の情報伝達体制の構築

- ・登下校時における子どもを狙った犯罪被害の拡大を防ぐため、学校と保護者及び地域住民の間、学校間（市内外を含む。）、学校と関係機関及び関係団体の間において、緊急時に迅速に情報伝達が可能なネットワークの構築を図る。

②携帯メール等を活用した情報共有システムの構築

- ・市民の主体的活動を活かしながら地域の安心・安全を確保するために、携帯メール等を活用した「地域安心安全情報共有システム」を構築し、普及を図る。また、システムを地域で活用する人的なネットワークの形成を促進する。

(3) 防犯まちづくりの情報収集と情報提供の推進

- 防犯まちづくりに関する情報収集に努め、市民や自治会、事業者等に対し、取組みのノウハウや事例など必要な情報の提供を推進する。

【施策の内容】

①防犯まちづくりに係る自主的活動の把握

- ・各種アンケートや会議等様々な機会を通じ、自治会、PTA、商店会及び各種まちづくり団体による防犯まちづくりの自主的活動の実態と取組み事例を把握する。

②パンフレットの作成

- ・防犯まちづくりのノウハウや参考事例をまとめたパンフレットを作成し、関係団体に頒布するとともに、その内容を市の広報誌やホームページに掲載する。

③住宅の防犯診断に関するガイドブックの作成と普及

- ・県、警察、関係団体と連携しつつ、住宅の自己防犯診断に関するガイドブックを作成し、普及を行う。

④講演会や研修会の開催支援

- ・自治会、PTA等の関係団体からの要請に応じて、防犯に関する専門家（警察等を含む）を派遣し、防犯活動や被害防止教育に関する講演会、研修会等の開催を支援する。

⑤住まいの防犯対策に関する人材の把握

- ・県、警察、職域団体等と連携し、共同住宅を中心に住まいの防犯対策に関する相談や防犯診断を行うことのできる人材を把握し、活用を図る。

(4) 防犯まちづくりに係る人材養成の推進

- 住宅や学校の防犯対策や地域における防犯活動等、防犯まちづくりに係る人材の養成を推進する。

【施策の内容】

①「防犯アカデミー」（仮称）の開催

- ・他分野のまちづくりの取組みと連携しつつ、地域における防犯活動リーダーや住宅の防犯診断に関するアドバイザー等を養成する「防犯アカデミー」（仮称）を開催する。

②学校における防犯指導者の養成

- ・県や関係団体と連携し、学校の防犯対策や子どもの防犯教室、薬物乱用防止に関する講習会を実施し、教職員等の資質向上を図る。

【2 住民等による自主的な防犯活動の促進】

(1) 自治会、PTA 等による自主防犯活動の促進

- 自主防犯活動に関する情報交流や表彰、防犯まちづくりに関する協議、計画立案に対する支援等を通して、自治会、PTA 等による自主防犯活動を促進する。

【施策の内容】

①自主防犯活動に関する情報交流の促進

- ・様々な広報媒体や会議の場を活用し、地域の環境美化活動、子どもの安全教育等を含めた市内各地の自主防犯活動の事例を紹介するとともに、「防犯まちづくりフォーラム」等を開催して関係者の情報交流を促進する。

②自主防犯活動の資機材の提供

- ・自治会やPTA等の複数の地域団体が連携して行う自主的な防犯パトロール活動に必要な資機材を提供する。

③優れた自主防犯活動主体の表彰

- ・警察や関係団体と連携し、他地域においても参考となる自主防犯活動を行う団体や個人を表彰する。

④地域における防犯まちづくりに関する協議の促進

- ・コミュニティサポート委員会や青少年健全育成協議会等において、単位自治会やPTA等の連携による防犯まちづくりを協議する機会づくり、場づくりを促進する。

⑤住民等によるまちづくり計画立案に対する支援

- ・防災、景観等の他分野のまちづくりと連携し、まちづくりに関する総合的な支援体制を整備し、住民等による防犯に関するまちづくり計画立案の取組みに対して、情報提供や助言、コーディネーターの派遣等の支援を行う。

(2) 市民ボランティア、NPO 活動の促進

- 子どもの安全教育、防犯パトロール、住まいの防犯診断等における市民ボランティアやNPOの活動を促進する。

【施策の内容】

①ボランティア等による子どもの安全教育の促進

- ・学校や地域において、市民ボランティア、NPOによる子どもの安全教育を促進する。

②市民グループによるパトロール活動の促進

- ・愛犬家によるわんわんパトロールや、スポーツ団体によるパトロールを兼ねたジョギング等、市民グループが気軽に取り組める防犯パトロール活動を促進する。

③緑の里親（アドプト）制度の促進

- ・公園や広場、道路の植栽の維持管理について、市民ボランティア団体、事業者等による緑の里親（アドプト）制度を促進する。

(3) 事業者による自主防犯活動の促進

- 事業所及び事業活動の防犯対策を促進するとともに、地域の防犯まちづくりへの参加を促進する。

【施策の内容】

①職場防犯管理者の設置の促進

- ・ 県や警察等と連携しつつ、市川市商店会連合会等を通じて、各事業所における「職場防犯管理者」等の防犯に係る責任者の設置を促進する。

※職場防犯管理・・・防犯設備の充実や従業員に対する防犯指導などの自主防犯活動を効果的に推進するため、各事業所ごとに設置する責任者。

②不審者発見時の情報ネットワークの形成

- ・ 郵便局、新聞販売店、牛乳配達、宅配業者等の配達関連事業者及び警察と連携し、不審者発見時の情報ネットワークの形成を図る。

③事業所の屋外照明の充実の促進

- ・ 県や警察等と連携しつつ、光害に注意しながら、関係団体を通じて事業所の沿道部分や駐車場等の屋外照明の充実を促進する。

(4) 地域の防犯拠点の充実

- 空き交番の解消と交番の増設を図るとともに、市民、事業者の主体的な取組みによる地域の防犯拠点の充実を図る。

【施策の内容】

①交番の増設及び交番勤務警察官の増員の要請

- ・ 県及び警察に対し、市川市内における交番の増設及び交番勤務警察官の増員を要請する。

②「民間交番」設置の促進

- ・ 警察と連携しつつ、市民、事業者による「民間交番」の設置及びそれを拠点とした自主防犯活動を促進する。

③「地域防犯情報センター」設置の促進

- ・ 警察から自治会等に身近な犯罪情報をリアルタイムに提供される、千葉県「地域防犯情報センター」制度の普及を図り、設置を促進する。

④「かけこみ110番」の設置と交流の促進

- ・ 学校、保護者、地域等の連携・協力により「かけこみ110番」の設置を促進するとともに、かけこみ110番マニュアルを作成し、その機能の確認を行う。また、安全マップづくりやウオークラリー等により「かけこみ110番」協力者と子どもとの交流を促進する。

(5) モデル地区又は重点地区における活動の促進

- コミュニティ活動のモデル地区や防犯活動の重点地区において防犯まちづくりを促進するとともに、その活動情報を広く市民に提供する。

【施策の内容】

①コミュニティ活動のモデル地区における防犯まちづくりの促進

- ・自治会、PTA 等によるコミュニティ活動が活発な地区において、防犯に配慮した環境の整備や管理を含めた、地域における防犯まちづくりの促進を図る。

②まちづくりモデル地区における活動支援

- ・防災、景観等の他分野のまちづくりと連携し、まちづくりモデル地区において、防犯に関するまちづくり計画立案の取組みに対して、情報提供や助言、コーディネーターの派遣等の支援を行う。

③モデル地区における活動情報の提供

- ・モデル地区における活動を把握し、様々な広報媒体を活用して、広く市民にその活動情報を提供する。

④防犯活動の重点地区における防犯まちづくりの促進

- ・警察や関係団体による防犯活動の重点地区において、それらの活動との連携を図りながら、地域における防犯まちづくりの促進を図る。

【3 防犯に配慮した住まいづくりの促進】

(1) 防犯に配慮した住宅の整備及び管理の普及

- 防犯に配慮した住宅の整備及び管理に関する指針（防犯住宅指針）を策定し、その普及に努めるとともに、防犯性の向上について必要な情報提供、助言を行う。

【施策の内容】

①防犯まちづくり条例に基づく指針の普及

- ・防犯まちづくり条例に基づいて、「防犯に配慮した住宅の整備及び管理に関する指針」（以下「防犯住宅指針」という。）を策定するとともに、本市の多様な広報媒体を活用して、その普及に努める。

②住宅や建築に関する相談窓口等における情報提供

- ・住宅や建築に関する相談窓口において、防犯住宅指針に関する書類や防犯診断に関するガイドブック等を活用して、住宅及び周辺の防犯性の向上について必要な情報を提供する。

③防犯優良マンション制度創設の検討

- ・県や警察等の関係機関、関係団体と連携し、既存住宅を含めた防犯優良マンション制度の創設に向けた検討を進める。

※防犯優良マンション制度…防犯上優れたマンションを、防犯協会等が認定し、登録する制度。

(2) 住宅防犯診断の促進

- 防犯住宅指針に基づく自主的な防犯診断を促進するとともに、共同住宅を中心に防犯相談システムの構築を図る。

【施策の内容】

①住宅の防犯診断に関する情報提供

- ・防犯住宅指針に基づいた簡易防犯診断基準を作成する等、住宅の所有者、管理者等が自主的に防犯診断を実施する際に必要な情報を整理し、提供する。

②共同住宅の所有者、管理者向けの防犯研修会の開催

- ・県、警察、職域団体等と連携しつつ、防犯住宅指針及び簡易防犯診断基準について、共同住宅の所有者、管理者向けの研修会を開催する。

③住まいの防犯対策に関する人材の把握（再掲）

- ・県、警察、職域団体等と連携し、共同住宅を中心に住まいの防犯対策に関する相談や防犯診断を行うことのできる人材を把握し、活用を図る。

(3) 老朽ブロック塀の改善の促進

- 緑化や防災、景観まちづくりと連携し、住宅、事業所等の老朽ブロック塀を見通しの良い柵又は生け垣に改善する取組みを促進する。

【施策の内容】

①老朽ブロック塀の改善に関する情報提供

- ・緑化や防災、景観まちづくりと連携し、道路に面した部分及び隣地境界の老朽ブロック塀の問題について必要な情報を提供するとともに、イベント等を通じてそれらの改善を促進する。

②防犯にも配慮した生け垣の普及

- ・従来、都市緑化や防災の観点から実施されている生け垣づくりの費用助成制度に防犯の観点を組み込み、その普及を図る。

(4) 防犯に配慮した整備及び管理に関するルールづくりの促進

- 緑化や防災、景観まちづくりと連携し、近隣又は沿道、一定のまとまりのある地区において防犯に配慮した整備及び管理に関するルールづくりを促進する。

【施策の内容】

①塀、柵又は垣に関するルールづくりの促進

- ・緑化や防災、景観まちづくりと連携し、近隣又は沿道における塀、柵又は垣の整備や管理に関するルールづくりを促進する。推進に当たっては、住民等によるルールづくり等の取組みに対して、コーディネーターの派遣等の支援を行う。

②まちのあかりに関するルールづくりの促進

- ・景観まちづくりと連携し、まちのあかり（門灯や玄関灯、庭園灯、道路に面した窓）の設置、点灯時間、照明の色等に関するルールづくりを促進する。推進に当たっては、住民等によるルールづくり等の取組みに対して、コーディネーターの派遣等の支援を行う。

③防犯の観点を含めた建築協定、地区計画等の推進

- ・建築協定やまちづくり協定の締結、地区計画の策定に当たっては、防犯住宅指針に示された事項に留意する。

(5) 防犯に配慮した市街地整備の推進

- 宅地開発、市街地再開発、土地区画整理等の市街地整備に当たっては、企画や計画の段階から防犯の観点を組み込み、防犯に配慮した施設整備を推進する。

【施策の内容】

①宅地開発に関する助言

- ・宅地開発条例に基づく事前協議に当たっては、防犯まちづくり条例に基づく指針を

活用して、防犯に配慮した宅地開発を推進する。

②防犯に配慮した市街地整備の推進

- ・市街地再開発、土地区画整理等の市街地整備事業に当たっては、企画・計画の段階から防犯の観点を組み込み、防犯まちづくり条例に基づく指針を活用して、防犯に配慮した市街地整備を推進する。

【4 子どもたちを守るまちづくりの推進】

(1) 子どもの防犯教育の充実

- 学校と保護者と地域住民が連携し、関係機関や関係団体の協力を得ながら、家庭、学校、地域における子どもの防犯教育を充実する。

【施策の内容】

①子どものあいさつ運動の促進

- ・学校が中心となり、PTA や自治会等と連携して、家庭、学校、地域における子どものあいさつ運動を促進する。

②家庭における防犯教育の充実

- ・学校及び関係機関、関係団体からの働きかけや通学路安全マップ等を通じて、危険箇所の確認や屋外での行動の注意事項等、家庭における防犯教育の充実を図る。

③学校における防犯教育の充実

- ・学校の授業において生命尊重や公共心等の安全教育の基礎知識を教えるとともに、総合的な学習の時間等を活用し、関係機関、関係団体の協力を得て、子どもの危険回避能力の向上に関する実践的な防犯教育を推進する。

④地域における子どもの見守り活動の促進

- ・PTA や自治会、関係団体の連携により、登下校時の子どもの見守り活動やあいさつ運動を促進する。

⑤防犯まちづくり条例に基づく指針の運用

- ・防犯まちづくり条例に基づいて、「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」（以下「学校安全指針」という。）及び「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」（以下「通学路安全指針」という。）を策定するとともに、教育委員会、学校、地域及び関係機関、関係団体と連携した運用を図る。

(2) 学校への不審者侵入に対する危機管理体制の整備

- 学校への不審者侵入を未然に防ぐとともに、万一不審者侵入事件が発生した場合に備えた危機管理体制の整備を図る。

【施策の内容】

①学校独自の危機管理マニュアルの見直し

- ・各学校において不審者侵入の対応マニュアルに沿った訓練の実施、チェックリストによる点検を通じて、その内容を見直すとともに、実際に運用するための体制の整備を推進する。

②教職員の危機管理能力の向上

- ・教職員の危機管理に関する研修を充実するとともに、各学校における訓練（不審者の発見・通報、応急手当、事後の対応・措置等）を通じて、実践的な危機管理能力を高める。

③学校施設の安全点検と防犯対策の推進

- ・門や囲障等の構造や設備、管理諸室等からの見通し、避難経路、屋外照明等に関して各学校で使えるチェックリストを作成し、各学校での安全点検とそれに基づく防犯対策を推進する。

④緊急通報装置の整備の推進

- ・緊急事態発生時に、校内及び関係機関への連絡が迅速に行えるよう、防犯ブザーやインターホン等の整備を推進する。

⑤（仮称）スクールヘルパー制度の導入

- ・保護者や地域住民による校内安全体制づくりを支援するため、（仮称）スクールヘルパー制度について検討し、実験的な導入を図る。

⑥防犯まちづくり条例に基づく指針の運用（再掲）

- ・防犯まちづくり条例に基づいて、学校安全指針及び通学路安全指針を策定するとともに、教育委員会、学校、地域及び関係機関、関係団体と連携した運用を図る。

(3) 防犯に配慮した学校施設の整備及び管理の推進

- 学校施設の建設・改修に当たっては、学校や地域の特性を踏まえつつ、計画段階から防犯の観点を組み込み、バランスのとれた施設の整備と管理を推進する。

【施策の内容】

①学校整備指針に基づく施設の整備

- ・学校施設の建設及び大規模な改修に当たっては、学校や地域の特性を踏まえつつ、文部科学省の学校施設整備指針に基づき、整備の計画段階から防犯の観点を組み込み、他の機能や経済性とのバランスに留意した施設整備を推進する。

②学校周囲における花壇整備の推進

- ・学校周囲の狭隘道路及び老朽ブロック塀は、防災、景観及び防犯の観点から改善を図るとともに、学校の外周部分等を中心に、学校と地域住民とが共同で育成管理を行う花壇の整備を推進する。

③学校施設の安全点検と防犯対策の推進（再掲）

- ・門や囲障等の構造や設備、管理諸室等からの見通し、避難経路、屋外照明等に関して各学校で使えるチェックリストを作成し、各学校での安全点検とそれに基づく防犯対策を推進する。

④防犯まちづくり条例に基づく指針の運用（再掲）

- ・防犯まちづくり条例に基づいて、学校安全指針及び通学路安全指針を策定するとともに、教育委員会、学校、地域及び関係機関、関係団体と連携した運用を図る。

(4) 通学路の安全点検と防犯対策の促進

- 地域安全マップづくりを通じた安全点検を促進し、それに基づく地域の状況に応じた防犯対策を促進する。

【施策の内容】

①地域安全マップづくりを通じた安全点検の促進

- ・学校と地域の連携による地域安全マップづくりワークショップ（防災、交通安全及び防犯の観点から通学路を点検し、危険箇所の改善策を検討するロールプレイングやケーススタディ等）を通じた安全点検を促進し、必要に応じた安全対策を推進する。

②「かけこみ110番」の設置と交流の促進（再掲）

- ・学校、保護者、地域等の連携・協力により「かけこみ110番」の設置を促進するとともに、かけこみ110番マニュアルを作成し、その機能の確認を行う。また、安全マップづくりやウォークラリー等により「かけこみ110番」協力者と子どもの交流を促進する。

③地域における子どもの見守り活動の促進（再掲）

- ・PTA や自治会、関係団体の連携により、登下校時の子どもの見守り活動やあいさつ運動を促進する。

④学校等における緊急時の情報伝達体制の構築（再掲）

- ・登下校時における子どもを狙った犯罪被害の拡大を防ぐため、学校と保護者及び地域住民の間、学校間（市内外を含む。）、学校と関係機関及び関係団体の間において、緊急時に迅速に情報伝達が可能なネットワークの構築を図る。

⑤携帯メール等を活用した情報共有システムの構築（再掲）

- ・市民の主体的活動を活かしながら地域の安心・安全を確保するために、携帯メール等を活用した「地域安心安全情報共有システム」を構築し、普及を図る。また、システムを地域で活用する人的なネットワークの形成を促進する。

⑥防犯まちづくり条例に基づく指針の運用（再掲）

- ・防犯まちづくり条例に基づいて、学校安全指針及び通学路安全指針を策定するとともに、教育委員会、学校、地域及び関係機関、関係団体と連携した運用を図る。

(5) 防犯に配慮した公園の整備及び管理の推進

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">●公園と緑の持つ機能に留意しながら、市民や事業者の協力を得て、防犯に配慮した公園の整備と管理を推進する。 |
|--|

【施策の内容】

①防犯まちづくり条例に基づく指針の普及

- ・防犯まちづくり条例に基づいて、「防犯に配慮した道路等の整備及び管理に関する指針」（以下「道路等の防犯整備指針」という。）を策定するとともに、本市の多様な媒体を活用して、その普及に努める。

②市と住民等の連携・協力による公園の安全点検の推進

- ・道路等の防犯整備指針に基づき、市が所有・管理する公園の安全点検を推進すると

ともに、住民等との連携・協力による公園の安全点検を促進する。

③防犯に配慮した公園の整備の推進

- ・公園の建設・改修に当たっては、道路等の防犯整備指針及び防犯住宅指針に基づき、防犯に配慮した公園の整備を推進する。宅地開発条例等による提供公園に対しても、適切な指導を行う。

④防犯に配慮した公園の管理の促進

- ・道路等の防犯整備指針に基づき、自治会、PTA、NPO等の協力を得ながら、周囲からの見通しの確保、適切な利用と管理等、防犯に配慮した公園の管理活動を促進する。

⑤花壇の整備及び管理による魅力増進

- ・小規模な公園についても、市民ボランティア団体、事業者等による緑の里親（アドプト）制度を活用した花壇の整備及び管理により、公園の魅力増進を図る。

(6) 防犯に配慮した道路の整備及び管理の推進

- 道路の持つ様々な機能に留意しながら、通学路、犯罪危険箇所、駅周辺、商店街等における防犯に配慮した道路の整備と管理を推進する。

【施策の内容】

①防犯まちづくり条例に基づく指針の普及（再掲）

- ・防犯まちづくり条例に基づいて、道路等の防犯整備指針を策定するとともに、本市の多様な媒体を活用して、その普及に努める。

②通学路における安全対策の推進

- ・通学路については、道路等の防犯整備指針や学校安全指針及び通学路安全指針等に基づいて、交通安全及び道路環境の観点から必要な範囲における歩車道の分離や交差点の改良、学校周辺等における通過交通の抑制、周囲からの見通しの確保等について検討し、必要な整備を推進する。

③犯罪危険箇所における安全対策の推進

- ・高架下道路や地下道等、構造上周圍からの人の目の確保が困難なことに伴う犯罪危険箇所については、道路等の防犯整備指針に基づいて照度確保等の措置を講ずる他、必要に応じて、防犯ベルの設置等の必要な安全対策を検討する。

④駅周辺や商店街等における安全対策の推進

- ・駅周辺や商店街等においては、交通バリアフリーや商店街の活性化を通して、多くの人の目を確保するとともに、地域の状況や時間帯によって人の目の確保が困難な場所を中心に、防犯カメラの設置について検討する。

(7) 市職員等による自主防犯パトロールの推進

- 市職員等の防犯意識を高め、公共施設の安全点検を兼ねたパトロールを推進する。

【施策の内容】

①防犯まちづくり条例に基づく指針に関する研修会の開催

- ・ 防犯まちづくり条例に基づく指針の普及を図るため、市職員等を対象とした研修会を開催する。

②公共施設等の安全点検を兼ねたパトロールの推進

- ・ 道路、公園といった公共施設等の安全点検を兼ねた「街の安全パトロール」を継続的に推進するとともに、市民マナー条例推進指導員や青色回転灯装備の防犯パトロールカーによるパトロールを推進する。

【5 安心して夜道を歩けるまちづくりの推進】

(1) 防犯に配慮した公共空間の照明設備の整備及び管理の推進

- 景観や光害にも留意しながら、暗がり診断活動や新技術の照明設備の活用を促進しつつ、防犯に配慮した公共空間の照明設備の整備と管理を推進する。

【施策の内容】

①防犯まちづくり条例に基づく指針の普及

- ・防犯まちづくり条例に基づいて、屋外照明の整備と管理を含めた道路等の防犯整備指針を策定するとともに、本市の多様な媒体を活用して、その普及に努める。

②防犯パトロールを兼ねた暗がり診断活動の促進

- ・暗がり診断の方法に関する資料の作成等を通じ、住民等による防犯パトロール活動を兼ねた暗がり診断活動を促進する。

※暗がり診断…住民の目で生活道路や通学路等を点検し、特に夜間における「暗くて危険な場所」を探し出す取組み

③公共空間における照明設備の整備及び管理の推進

- ・道路照明灯、街路灯、公園灯、防犯灯等、公共空間における照明設備については、道路等の防犯整備指針に基づき、各設置者及び管理者等が相互に連携して、整備と管理を推進する。GIS(地理情報システム)を活用した情報の整理や管理についても、検討を進める。

④省エネタイプや段調光型の防犯灯の活用の検討及び促進

- ・省エネタイプの防犯灯の普及を促進し、段調光型防犯灯についてもその効果を検証しつつ、地域の特性に応じた活用を図る。

(2) 門灯・玄関灯等の整備と夜間点灯の促進

- 市民、事業者の理解と協力を得ながら、一戸建て住宅等における門灯・玄関灯及び共同住宅、事業所、駐車場における屋外照明灯の整備と夜間点灯を促進する。

【施策の内容】

①門灯・玄関灯等の夜間点灯の普及と啓発

- ・住宅、事業所等の門灯・玄関灯等の設置及び夜間点灯が「まちのあかり」を形成し、暗がりの解消や地域コミュニティの活性化、連帯感の醸成に役立つことについて、リーフレットやポスター等を用いて広く広報し、その普及と啓発を図る。

②相談窓口等における門灯・玄関灯等の設置に関する情報提供と助言

- ・住宅や建築に関する相談窓口において、防犯住宅指針及び門灯・玄関灯等の夜間点灯の普及に関する書類を活用して、住宅及び周辺の夜間の防犯性の向上について必要な情報を提供するとともに、相談者の求めに応じて暗がり診断又は防犯対策に関する助言を行う。

③まちのあかりに関するルールづくりの促進（再掲）

- ・景観まちづくりと連携し、まちのあかり（門灯や玄関灯、庭園灯、道路に面した窓）

の設置、点灯時間、照明の色等に関するルールづくりを促進する。推進に当たっては、住民等によるルールづくり等の取組みに対して、コーディネーターの派遣等の支援を行う。

(3) 防犯に配慮した駐車場の整備と管理の推進

- 自動車等の盗難防止措置及び防犯に配慮した駐車場の普及を図るとともに、公共駐車場における防犯に配慮した整備を推進する。

【施策の内容】

①盗難防止措置の普及と啓発

- ・警察や関係団体と連携し、道路等の防犯整備指針を活用しながら、自動車及び自転車、オートバイの盗難防止措置について、普及と啓発を図る。

②防犯まちづくり条例に基づく指針の普及（再掲）

- ・防犯まちづくり条例に基づいて、道路等の防犯整備指針を策定するとともに、本市の多様な媒体を活用して、その普及に努める。

③防犯に配慮した公共駐車場の整備と管理の推進

- ・公共駐車場については、道路等の防犯整備指針に基づき、巡回の強化、見通しの確保や照明設備の充実、防犯カメラの設置について積極的に検討し、防犯に配慮した公共駐車場の整備と管理を推進する。